

鷗友会慶弔見舞内規

(目 的)

第1条 本内規は、鷗友会（以下「本会」という）の正会員その他関係者に対する慶弔見舞の基準について定める。

(慶弔見舞の基準)

第2条 前条によって、本会として行う慶弔見舞いの範囲及びその基準は次の通りとする。

- ・会員本人が結婚したときは、祝電をうつ。
- ・会員本人が死亡したときは、弔電をうち弔意を表す。
弔電のほか、香料、供花等を行う場合は会長の決定により処理し、理事会に報告する。
- ・病気見舞・災害見舞は原則、行わないものとする。ただし、会長または理事会が必要と認めた場合は別途協議するものとする。
- ・その他、会長が特に必要と認めたとき。

(慶弔見舞を行う範囲)

第3条 この内規による慶弔見舞いは、本人や家族からの連絡、友人や知人からの通報によって判明したものについて行う。

(慶弔見舞の手続き)

第4条 慶弔見舞いは、連絡・通報等の真偽と本人が同窓生であることを確認の上で事務局長が決する。ただし、取扱いの変更が必要な場合は会長、特に重要な場合は理事会の承認を求めるものとする。

(名義)

第5条 慶弔見舞の名義は「白鷗大学鷗友会」とする。ただし、必要により理事会・会長名を記載するものとする。

(事後の場合)

第6条 連絡・通報等を事後に受けた場合は、慶弔見舞は行わない。

ただし、会長または理事会が必要と認めた場合は、事後の適当な機会に行うことができる。

(特別の扱い)

第7条 この内規に定めるほか、特別の取扱いを必要とする場合は、理事会の承認を得るものとする。

(改 廢)

第8条 この内規の改廢は理事会において、全理事の過半数の決議によって行う。

附 則 この内規は平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この内規は平成 23 年 6 月 18 日から施行する。